

令和 7 年 6 月（定 例）

第371回兵庫県議会提出議案関係資料（その 3）

（条 例 等 関 係）

兵 庫 県

目次

総務関係	3
------------	---

第75号議案 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例

1 制定の理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正により、都道府県選挙管理委員会が管理する国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費の基準が引き上げられたことに伴い、選挙長等の報酬の額を引き上げる。

2 制定の概要

選挙長、選挙分会長及び審査分会長並びに選挙立会人及び審査分会立会人の報酬の額を次のとおり改める（別表関係）。

区 分	現 行	改 正 案
選 挙 長	1 日につき 10,800円	1 日につき 12,200円
選 挙 分 会 長		
審 査 分 会 長		
選 挙 立 会 人	1 日につき 8,900円	1 日につき 10,100円
審査分会立会人		

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

施行日以後その期日を公示され、又は告示される選挙、投票及び審査について適用し、同日の前日までその期日を公示され、又は告示された選挙、投票及び審査については、なお従前の例による。

第76号議案 兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

公職選挙法施行令の一部改正により、衆議院（小選挙区選出）議員及び参議院議員の選挙における選挙運動用ビラの作成等の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことを踏まえ、兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げる。

2 制定の概要

(1) 選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額を次のとおりとする（第9条関係）。

ビラの作成枚数	現行（1枚当たり）	改正案（1枚当たり）
50,000枚以下の場合	7.73円	8.38円
50,000枚超の場合 (n=ビラ作成枚数)	$\frac{386,500円 + 5.18円 \times (n-50,000)}{n}$	$\frac{419,000円 + 5.62円 \times (n-50,000)}{n}$

(2) 選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を次のとおりとする（第13条関係）。

ポスター掲示場数	現行（1枚当たり）	改正案（1枚当たり）
500以下の場合 (n=ポスター掲示場数)	$\frac{541.31円 \times n + 316,250円}{n}$	$\frac{586.88円 \times n + 316,250円}{n}$
500超の場合 (n=ポスター掲示場数)	$\frac{28.35円 \times (n-500) + 586,905円}{n}$	$\frac{30.73円 \times (n-500) + 609,690円}{n}$

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

施行日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

第77号議案 知事及び副知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する 条例

1 制定の理由

県保有情報漏えいの指摘に係る調査に関する第三者調査委員会の調査報告書において、県が保有していた情報と外部へ漏えいした可能性が指摘される情報の同一性が認められたこと及び秘密漏えい疑いに関する第三者調査委員会の調査報告書において、県職員が秘密を漏えいしたと認定されたことを踏まえ、知事及び副知事（以下「知事等」という。）の給与の減額の措置について、所要の整備を行う。

2 制定の概要

令和7年7月分から同年9月分までの知事等の給料月額について、減額割合を次の表の改正後の欄に掲げる割合に引き上げる（附則第2項関係）。

	改正前	改正後
知 事	100分の30	100分の50
副 知 事	100分の15	100分の25

3 施行期日

公布の日

議 事 順 序 （ 案 ）

第 3 7 1 回 定 例 会
第 2 日 （ 6 月 6 日 ）

1 開 議 宣 告

2 諸 般 の 報 告

- (1) 本日知事から追加提出された議案（件名一覧表配付）

3 議案一括上程

第 6 2 号議案ないし第 7 7 号議案
報第 1 号

- (1) 知事提案説明（第 7 5 号議案ないし第 7 7 号議案）
- (2) 人事委員会の意見について（写配付）
第 6 3 号議案

(3) 質疑・質問

- ① 橘 秀太郎 議員
- ② 住 本 陽 子 議員
(休 憩)
(再 開)
- ③ 里 見 孝 枝 議員
- ④ 小 西 ひろのり 議員

- (4) 質疑・質問打切り（簡易採決）

4 日 程 通 告

次の本会議は 6 月 9 日（月）午前 1 0 時再開

5 散 会 宣 告

第 3 7 1 回定例兵庫県議会
議 事 日 程 （ 第 2 号 ）

令和 7 年 6 月 6 日
午前 1 0 時開議

第 1 第 6 2 号議案ないし第 7 7 号議案

報第 1 号

知 事 提 案 説 明（第 7 5 号議案ないし第 7 7 号議案）

質 疑 ・ 質 問

本日知事から追加提出された議案

第 3 7 1 回 定 例 会

令 和 7 年 6 月 6 日

第 7 5 号議案 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第 7 6 号議案 兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

第 7 7 号議案 知事及び副知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(公 印 省 略)
兵 人 委 第 1 1 2 9 号
令 和 7 年 6 月 4 日

兵 庫 県 議 会
議 長 浜 田 知 昭 様

兵庫県人事委員会
委員長 大久保 和代

条例の制定に対する意見について

令和7年6月3日付け兵議第 1208 号で意見を求められた条例に対する本委員会の意見は、下記のとおりです。

記

第 63 号議案（職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の子育て支援に関する条例の一部を改正する条例）

申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置等の周知及び当該制度に係る請求についての意向確認等の義務付け並びに育児部分休業の取得方法の拡充は、「職員の給与等に関する報告及び勧告」に沿った内容であり、仕事と生活の両立支援に資することから、異議はありません。

議員定数等調査特別委員会委員等会派別推薦者名簿

令和7年6月6日

会 派 名	委 員 数	議 員 氏 名
自由民主党	6 (人)	前 井 ま き 橘 秀 太 郎 谷 口 俊 介 内 藤 兵 衛 藤 田 孝 夫 北 川 泰 寿
維 新 の 会	3	さ か た たかのり 高 橋 みつひろ 門 隆 志
公 明 党	2	島 山 清 史 岸 本 かずなお
ひょうご 県民連合	1	上 野 英 一

計 12 人

委員外議員

躍 動 の 会	1 (人)	白 井 たかひろ
日本共産党	1	久 保 田 けんじ